

令和 8 年第 6 回瑞浪市農業委員会総会議事録

開催日時	令和 8 年 6 月 3 0 日（火） 午後 4 時 3 0 分 開会 午後 5 時 0 0 分 閉会			
開催場所	瑞浪市役所 4 階 全員協議会室			
議 長	大山 理晴 会長			
出席委員 (2 2 名)	委員	遠 山 英 俊	水 野 安 喜	
		小 栗 智 幸	安 田 清 和	
		渡 邊 美 孝	大 山 理 晴	
		勝 股 増 夫	鈴 木 録 郎	
		奥 村 正 子	足 立 正 之	
		土 屋 敏 子	加 納 富 雄	
		安 藤 良 一	成 瀬 良 美	
	農地利用 最適化推 進委員 (欠員 1 名)	岩 嶋 貞 夫	勝 股 重 雄	
		小 倉 清 弘	三 輪 徳 夫	
		板 橋 仁 晃	有 我 俊 春	
渡 邊 俊 美		小 川 伸 二		
欠席委員 (0 名)				
事務局	局長補佐 青 山 哲 也 事務職員 青 柳 慧一郎 事務職員 小木曾 匡 洋			
付議事項				
議第 1 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について			
議第 2 号	農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について			
議第 3 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項 の規定による農用地利用集積等促進計画案について			
議第 4 号	農業振興地域の区域変更申出について			
※付議の内容については別添のとおり				

大山会長

(挨拶)

ただ今から令和8年第6回瑞浪市農業委員会総会を開会いたします。

瑞浪市農業委員会の会議規則第3条の規定により、議長は、会長が務めることになっておりますので、私が、議長の職を務めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員14名、推進委員8名でありますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の定足数であります過半数に達しており、総会は成立いたしました。

それでは、議事日程に従って進めてまいりますので、委員各位のご協力をお願いいたします。

議 長

日程第1、「議事録署名委員の指名について」、これを議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

委 員

(異議なしの声)

議 長

それでは異議ないものと認め、議事録署名委員は、勝股 増夫委員と岩嶋 貞夫委員の2名を指名いたします。

なお、本日の議事録書記は、事務局を指名いたします。

それでは、日程第2に入ります。

議第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題いたします。

遠山 英俊委員、説明をお願いします。

遠山委員

去る6月23日、勝股 増夫委員、安田 清和委員、青山局長補佐、青柳事務職員、私の5名で現地確認をいたしました。

農地法第5条の規定による許可申請につきましては5件であります。

内容といたしましては、田が1筆、畑が5筆、その他が2筆で、合計面積2,244.49㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

青山
局長補佐

それでは、議第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案集は2ページから13ページになります。

まずは4ページをご覧ください。

5条-27

(議案書の内容を説明)

申請地は「稲津小学校」から半径500m以内に存する第2種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に6ページをご覧ください。

5条-28

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で第一種住居地域に指定されている第3種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に對し問題ないものと考えます。

次に8ページをご覧ください。

5条-29

(議案書の内容を説明)

申請地は、中山間地域に存する農業公共投資の對象となっていない小集団で生産性の低い第2種農地であり、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に對し問題ないものと考えます。

次に10ページをご覧ください。

5条-30

(議案書の内容を説明)

申請地は、中山間地域に存する農業公共投資の對象となっていない小集団で生産性の低い第2種農地であり、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に對し問題ないものと考えます。

次に12ページをご覧ください。

5条-31

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で第一種住居地域に指定されている第3種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に對し問題ないものと考えます。

以上、議第1号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

では、これより議第2号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

(質問・意見無し)

議 長

別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします。

議第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」、申請のとおりに承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

- 議 長 全員賛成ですので、議第 1 号は、申請のとおり許可が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定いたします。
- 次に、議第 2 号「農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。
- それでは、事務局より説明をお願いします。
- 青山 局長補佐 それでは、議第 2 号「農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご説明申し上げます。
- 農業委員会等に関する法律により、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に、熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱するよう規定されております。
- 本市においては、「瑞浪市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例」において、推進委員の定数を 9 名と定めております。
- 2 月 1 0 日から 3 月 9 日までの一般公募したところ、9 名の方から応募の申し出がありました。
- それではお一人ずつ、簡単に紹介させていただきます。
- 議案資料の 1 4 ページ、「農地利用最適化推進委員候補者」をご覧ください。
- (候補者 9 名の紹介)
- 以上、応募がありました 9 名の方々を、紹介させていただきました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議 長 それでは、これより議第 2 号について、質疑に入ります。9 名の候補者を委員に委嘱することに、ご質疑、ご意見はありませんか。
- 委 員 (質問・意見なし)
- 議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします。
- 議第 2 号「農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について」、9 名を推進委員に委嘱することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
- 委 員 (全員挙手)
- 議 長 全員賛成ですので、議第 2 号は原案のとおり、候補者を農地利用最適化推進委員に委嘱することに決定いたします。
- 次に、議第 3 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題といたします。
- 事務局より説明をお願いします。

- 青柳
事務職員 それでは、議第３号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について」、ご説明申し上げます。
- (議案書の内容を説明)
- 農地の所在につきましては１５ページから２０ページをご確認ください。
- 以上、議第３号に係るご説明とさせていただきます。
- ご審議の程、よろしくお願いいたします。
- 議　長 ありがとうございます。では、これより議第３号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。
- 委　員 (質問・意見なし)
- 議　長 議第３号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
- 委　員 (全員挙手)
- 議　長 全員賛成ですので、議第３号は、計画のとおり承認することに決定いたします。
- 次に、議第４号「農業振興地域の区域変更申出について」を議題いたします。
- 事務局より説明をお願いします。
- 小木曾
事務職員 それでは、議第４号「農業振興地域の区域変更申出について」、ご説明申し上げます。
- (議案書の内容を説明)
- 工業団地の開発に伴い用途地域を設定するため、明世町月吉地区の一部において、農業振興地域の区域変更を計画しています。岐阜県農村振興課へ区域変更を申出するにあたり、関係機関より意見を聴くこととされているため、瑞浪市農業委員会に意見を求めるものです。
- 以上、議第４号に係るご説明とさせていただきます。
- ご審議の程、よろしくお願いいたします。
- 議　長 ありがとうございます。では、これより議第４号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。
- 委　員 事業のスケジュールにおいて、事業の対象となる農地でいつまで作付できるのかを明確にするべきである。
- 委　員 事業の計画において、事業の対象となる農地と同等程度の保水能力の確保に配慮が必要である。また、周辺の農地等に悪影響を及ぼさないよう、排水についての規制を考慮するべきである。
- 委　員 農地確保の観点から、事業により減少する分の農地を市全体で確保するよう配慮するべきである。
- 委　員 これらの意見について、瑞浪市農業委員会に対し回答をいただきたい。

議 長 議第４号「農業振興地域の区域変更申出について」、これらの意見を
付して回答することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第４号は、意見を付して回答することに決定い
たします。

 以上をもちまして、日程をすべて終了しましたので、総会を閉会しま
す。

以上、事務局が作成した議事録は正確であることを認め、議事録署名委員は下記のとおり署名する。

令和 年 月 日

・ 議 長

・ 委 員

・ 委 員